

1. 変形労働時間制の要件等

◎変形労働時間制について

●変形労働時間制とは、労使協定により、1年以内の一定の期間を平均し、1週間の労働時間が40時間以下の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度です。

1年単位の変形労働時間制を採用するには、以下のことが必要です。

- ① 労使協定により、対象となる労働者の範囲、変形期間を平均して1週間の労働時間が40時間以下となること、対象期間における労働日と各労働日ごとの労働時間、有効期間等を定めること
- ② この労使協定を次ページの記載例により所轄労働基準監督署に届けること

■1年単位の変形労働時間制の協定例

〇〇建設株式会社と〇〇建設株式会社従業員組合とは、1年単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

第1条 本協定に基づく1年単位の変形労働時間制は、当社全従業員（第2条の期間の途中で退職することの明らかな従業員及び第2条の期間の途中で採用した従業員を除く）に適用する。

第2条 本協定の対象期間は、平成9年4月1日から平成10年3月31日までとする。

第3条 対象期間における休日は、次のとおりとする。

- 1 毎週日曜日
- 2 国民の祝日（5月4日を含む）
- 3 夏季休日
- 4 年末年始
- 5 その他会社が休日と定めた日

第4条 対象期間における所定労働日は、前条に定める休日以外の日とする。

第5条 対象期間における労働時間は、次のとおりとする。

- 1 4月、5月、6月及び9月 8時間
- 2 7月、8月、1月及び2月 7時間
- 3 10月、11月、12月及び3月 9時間

第6条 前条に定めるそれぞれの所定労働時間を超えて労働させた場合は、会社は、時間外労働として、給与規程第〇〇条の定めるところにより、時間外手当を支払うものとする。

第7条 本協定の有効期間は、平成10年4月25日までとする。

平成9年3月〇日

〇〇建設株式会社 代表取締役社長〇〇〇〇〇〇

〇〇建設株式会社従業員組合 執行委員長〇〇〇〇〇〇

注) このケースでは、協定の有効期間を変形期間経過後の直近の賃金支払日である平成10年4月25日までとしています。